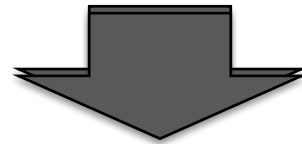


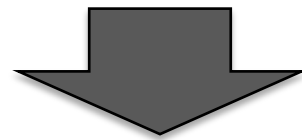
保育事故への対応 前編

第1 事前準備の重要性

園内で事故（特に、重大事故）が発生してしまった場合、どのような対応が求められるのか？

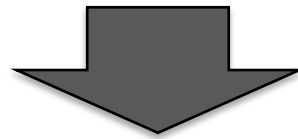


発生してから「何をしなければならないか？」と考えるのでは遅い。特に、重大事故発生という緊急事態では、冷静に行動することだけでも難しい。

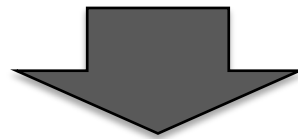


重大事故発生を想定した事前準備が大切！

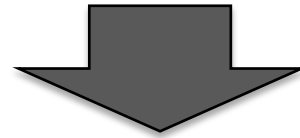
具体的には、どのような事前準備をするべきか？



予め、事故発生時の対応マニュアルを策定しておくことが必要。



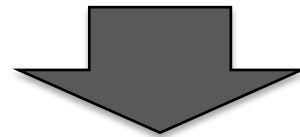
では、マニュアルでは、どのような事項を定めることが必要か？



「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の
対応のためのガイドライン」（内閣府，厚労省，文科省）

が参考となる

（以下，単に「ガイドライン」というときはこれを指します）。



事故が発生した場合について，
段階ごとに事故発生時に採るべき対応を定める。

第2 事故発生時対応マニュアルに 定めるべき事項について

事故発生時の対応マニュアルに定めるべき内容

①	事故発生直後
②	関係者への連絡
③	保育の継続
④	事故状況の記録
⑤	保護者等への連絡
⑥	報道機関への対応
⑦	自治体への事故報告
⑧	明らかな危険要因への対応
⑨	事故後の検証

事故発生時の対応マニュアルに定めるべき内容

① 「事故発生直後」の対応

心肺蘇生

応急措置

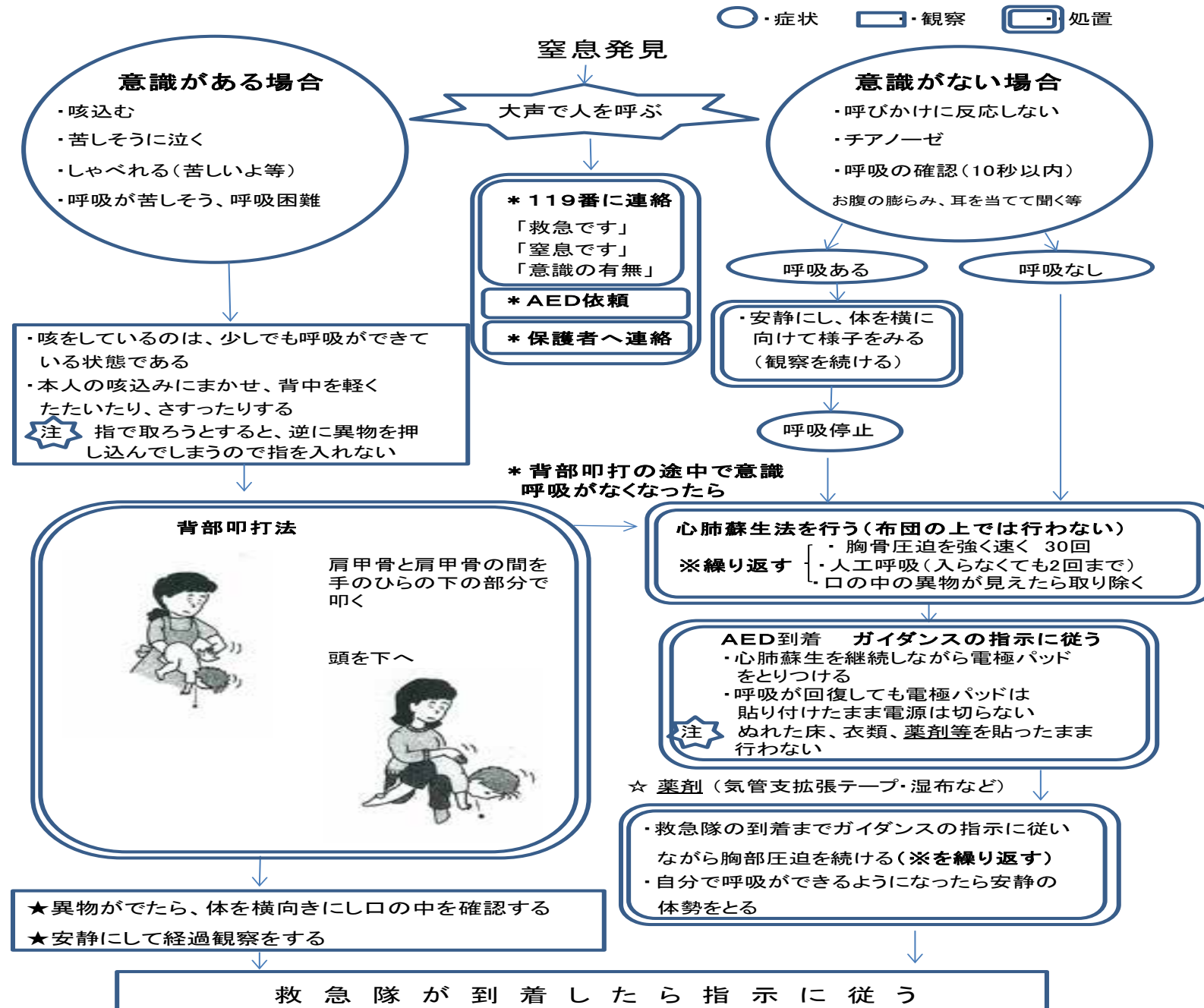
119番通報

事故状況の適確な把握(けが人, 現場の状況など)

これらに関する手順, 要領を定めることが必要

ex. ガイドラインには, 心肺蘇生を含む一次救命処置の
フローチャート, 事故状況記録様式, などが掲載あり

7. 窒息時の対応について



教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】より

119 番通報のポイントと伝えるべきこと

1. 「救急です」

119 番につながったら、まずはっきり「救急です」と言います（＝火事ではない）。

住所：
目印：

2. 場所（住所）を告げる

施設・事業所の敷地内で起きた場合は、施設・事業所の住所を言います。施設・事業所は住宅地の中のわかりにくい場所にあることも多いので、救急車が来るときに目印となる公園や交差点名なども告げましょう（住所、目印は電話の横に書き出しておきます）。

散歩や施設・事業所外の活動のときも、公園や施設の名前や住所、通過する大きな交差点や目立つ建物などの名前を言えるよう地図を作って携帯します。

3. 事故の状況を説明する

「誰が」「どうしたのか」を正確にわかりやすく伝えます。たとえば、「〇時〇分ごろ、×歳児が1人、高さ1.5メートルの滑り台から落ちました。動きません。泣いてもいません。どこを打ったかはわかりません」「〇時〇分ごろ、×歳児が給食中に〇〇を（何かを）喉に詰まらせました。唇が青くなってきました」。

基本は、「いつ、どこで、誰が、何を（何から、何に）、どうした」と「今、～な状態である」です。こうした情報は救急を要請するときだけでなく、ヒヤリハットや事故の情報を共有するときにも重要です。

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】より

4. 通報者の氏名と連絡先を告げる

「私の名前は、〇〇です。電話番号は～」と告げます。施設・事業所外におり、携帯電話から通報している場合には、携帯電話であることも告げます。

5. 通報後は、しばらく電源を切らない

通報を処理するセンターから確認の電話がくる場合もあるので、通報後しばらくは電源を切らないこと。

6. 救急車を迎える

道路などに出て、救急車に合図をしましょう。すでに暗くなっていたら懐中電灯を持って出て、救急車に合図をしましょう。

※「正しい119番通報の方法」（総務省消防庁防災情報室）の内容を保育施設向けに改変しました。

<http://www.fdma.go.jp/ugoki/h1610/19.pdf>

事故発生時の対応マニュアルに定めるべき内容

② 「関係者への連絡」に関する事項, 手順など

保護者への連絡

ex.事故発生的事实・状況, 子どもの現状,
かかりつけ医の有無の確認, 搬送先病院

法人本部への連絡

自治体への連絡

連絡の優先順位, 連絡担当者等も決めておく

事故発生時の対応マニュアルに定めるべき内容

③ 「保育の継続」に関する事項

・ 事故発生現場の現状保存

事故に遭った園児以外の園児を事故発生場所と別の保育室等に移す。

事故発生場所は，二次的な事故が発生する可能性がある場合を除き，片付けなどを行わない（現場保存）。

・ 事故に遭った園児以外の保育の継続

事故対応を行う職員と，保育を担当する職員は，可能な限り分けて配置することとし，それぞれの対応に専念できるようにする。

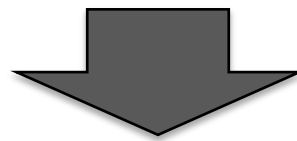
事故発生時の対応マニュアルに定めるべき内容

④ 「事故状況の記録」に関する事項

事故の前，事故の時，事故後に自分がいた位置と，他の職員がいた位置

見たこと，聞いた声や音

自分の行動，発言したこと



- これらのことを，覚えている限り全て記録する。
- 事故現場にいた職員は，当日にできるだけ早く事故の状況を記録する。

事故発生時の対応マニュアルに定めるべき内容

※ 記録上の留意事項

ボールペンなどの修正できない筆記用具を使い，手書きで記録。

一人ひとりが個別に記録。

記録前・記録中は，他の職員と相談しない。

記録を他の職員に見せない，他の職員の記録を見ない。

書いた後，記録者本人が間違い又は書き忘れた場合は，元の記録用紙に加筆修正する（加筆修正箇所が判るようにする）。

事故発生時の対応マニュアルに定めるべき内容

⑤ 「保護者等への対応」に関する事項

(1) 事故に遭った園児の保護者への対応

- 保護者の心情に配慮しつつ、事故直後に速やかに報告する。
- 電話で報告する場合には、事前に伝える内容を整理しておく。
また、電話の内容は記録する。
- 事故の発生状況等についての的確な報告、必要な情報提供を行う。
- 事故発生の経緯、事故発生時の様子、受診結果等については、具体的・客観的に説明するように心掛ける。

事故発生時の対応マニュアルに定めるべき内容

⑤ 「保護者等への対応」に関する事項

(1) 事故に遭った園児の保護者への対応

- ・ 保護者からの質問には、状況を踏まえて、**確認できた内容の範囲内で説明する**。不明な点や確認中の点については、その旨を伝える。
- ・ **保護者の意向を丁寧に確認しながら誠意をもって対応する。**

事故発生時の対応マニュアルに定めるべき内容

⑤ 「保護者等への対応」に関する事項

(2) 他の園児の保護者への対応

- 正確な情報を伝えることを心掛け、不明な点や確認中の点については、その旨を伝える。
- 死亡事故等の重大事故の場合には、予め事故に遭った園児の保護者の意向を確認し、必要に応じて保護者説明会を開催する。